

第159回 石川県都市計画審議会

平成26年 3月24日(月) 10時30分から
石川県庁舎 11階 「1109会議室」

◎事務局 : それでは定刻になりましたので、ただいまから、第159回石川県都市計画審議会を開催いたします。審議に入ります前に、事務局を代表いたしまして鈴木土木部長からご挨拶申し上げます。

◎鈴木部長 : 石川県土木部長の鈴木でございます。都市計画審議会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。本日は、川上会長始め、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。また、常日頃から、土木行政、都市計画行政に対しまして、温かいご支援・ご指導を賜りまして、有り難うございます。さて、いよいよ北陸新幹線金沢開業まで残すところ1年余りとなり、今後、国内外より多くのお客様がご来県されるものと大いに期待されています。県におきましては、現在、全庁を挙げて総仕上げに取り組んでおり、土木部では、交流基盤の整備を大きな施策の柱の一つとして、金沢能登連絡道路の内灘町大根布から白尾までの4車線化や、海側幹線の金沢市鞍月から大河端までの全線供用開始など、幹線道路の整備と、金沢城公園玉泉院丸跡地や中央公園などの賑わい拠点の整備など、様々な取り組みを加速させているところであります。一方、受け皿としての和倉などの温泉地や、金沢の東山・寺町などの主要な観光地では、歴史・文化や景観を活かした観光拠点づくりとして、無電柱化を柱とした街並み景観の魅力アップなどを積極的に進めているところであります。委員の皆様には、引き続き、ご指導・ご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。さて、本日の審議会は、かほく都市計画道路に関する案件と、金沢都市計画区域に関する案件の、2件の案件がございます。委員の皆様方には、どうかよろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。

◎事務局 : 続きましてお手元の配布資料の確認をお願いいたします。議事次第A4一枚、議案書A4冊子一冊、資料「都市計画決定案件(市町決定)について」A3一枚をお配りしております。何か足りない資料がございましたら、事務局までお知らせ下さい。本日の審議会には、出席依頼委員24名中、14名の委員の方々にご出席いただいております。それでは、これより川上会長に議事進行をお願い申し上げます。川上会長、よろしくをお願いいたします。

◆川上会長： 本日は、委員の皆様にはご多用中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。今、事務局からご報告がありましたように、ただいま、出席依頼委員24名中、14名のご出席をいただいているとのことですので、半数以上のご出席ということで、本日の審議会は有効に成立しておりますことを、ご報告いたします。それから、本日の議事録の署名委員ですが、今回は、高山委員と田尻委員にお願いいたします。それでは議事に入りたいと思います。はじめに、事務局から前回の審議会の結果報告をお願いいたします。

◎事務局： それでは、前回の第158回審議会の結果についてご報告いたします。議案書の3ページをご覧ください。前回、承認する旨答申のありました、議第1546号穴水都市計画道路の変更につきましては12月6日に県告示を行っております。議第1547号金沢都市計画区域の変更及び議第1549号白山都市計画区域の変更につきましては1月10日に県告示を行っており、議第1548号金沢都市計画区域区分の変更及び議第1550号白山都市計画区域区分の変更につきましては同じく1月10日に県告示を行っております。議第1551号能美都市計画道路の変更及び議第1552号小松都市計画道路の変更につきましては12月24日に県告示を行っております。議第1553号加賀都市計画道路の変更につきましては12月3日に県告示を行っております。以上で、前回審議会の報告を終わります。

◆川上会長： 次に、議案の審議に入ります。委員の皆様におかれては、議事進行にご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。議第1554号「かほく都市計画道路の変更について」を上程します。事務局から説明して下さい。

◎事務局： それではご説明いたします。議第1554号「かほく都市計画道路の変更について」でございます。議案書は5ページ、図面は7ページになります。こちらのスクリーンをご覧ください。

まず、位置でございますが、図の右側が北側となり、黒の2点黒鎖線が「かほく市の境界線」となります。また、緑色の実線が「のと里山海道」、白黒色の線が「JR七尾線」であります。今回審議いただく、都市計画道路 内日角木津線は左側の赤色実線、都市計画道路 七尾金沢線は右側の赤色実線で示す路線であり、いわゆる一般国道159号でございまして、旧七塚町及び旧高松町をそれぞれ縦断する幹線道路として、内日角木津線は昭和42年に、七尾金沢線は昭和39年に都市計画決定されております。

こちらが、今回の、変更の概要を示した図となります。現在、都市計画道路内日角木津線及び七尾金沢線は、七塚地区と高松地区において、それぞれの地区で、南北に縦断する都市計画道路でありましたが、合併後のかほく市において、一連として縦断・連絡する幹線道路として位置づけるため、都市計画決定されていなかった真ん中の赤実線で示す区間と、右側の県立看護大学前交差点までの区間を含め、この2路線を統合し、連続した一つの都市計画道路として、名称を内日角中沼線に変更します。また、これにより、道路延長につきましては、都市計画道路が、それぞれ4,300m及び1,960mであったものを、先程も申しましたように赤色実線で示す区間も含め、全体に渡り、新たに一つの路線として新たに指定するため、総延長は7,990mに変更することとしております。

次に、道路幅員の変更についてです。まず、七塚地区でございますが、現計画では、計画幅員を22mの4車線として計画していましたが、当路線に並行する能登有料道路の無料化により、交通の流れが「のと里山海道」に大きく転換し、具体的には、内日角の観測地点で、一日あたりの交通量が、約2万台から約1万1千台に、また、松浜の観測地点でも約1万5千台から約1万1千台にそれぞれ減少しており、今後も増加の見込みがないため、交通量に見合う車線数として、現計画の4車線を2車線に変更するものであります。また、幅員構成につきましては、車線幅員につきましては、標準は3.25mですが、能登と金沢を結ぶ主要な幹線道であることには変わりないため、0.25mを加え、3.5mと致します。また、車道の左側には、当沿線は人家などが連担し、沿道利用の需要があるため、1.5mの停車帯を設けることとしております。また、車線の中央部については、これまで同様、すれ違いの安全性の確保など、走行環境を向上するため、1mの中央帯を設置することとしております。なお、既に整備が行われている内日角北交差点から内日角の区間については、整備幅に合わせ幅員を24mとし、松浜から木津の区間については、これまで通りの幅員22mと致します。次に、高松地区でございます。現計画の幅員は20mとして計画していましたが、都市計画が決定されていない、今回追加する区間を含めて、18mに変更することとしております。変更内容としては、まず、歩道幅員につきましては、これまでは、歩行者に木陰を提供するなど良好な道路交通環境の提供のため、植樹帯を設置することとしていましたが、当沿線における新たな市街地の形成による歩行者の増加などが見込めないため、植樹帯を取りやめることとし、幅員を4.5mから歩行者の安全確保に必要な3.5mに変更することとしております。また、車線幅員につきましては、標準は3.25mですが、能登と金沢を結ぶ主要な幹線道であるため、0.25mを加えた3.5mと、これまで通りの幅員としております。また、車道左寄りの停車帯については、当沿線は人家などが連担し、

沿道利用の需要があることから、この停車帯は必要と考えていますが、「のと里山海道」により当路線での大型の自動車の占める割合が低くなっていることから、計画幅2mを1.5mに縮小することとしております。なお、中央帯については、すれ違いの安全性の確保など走行環境を向上するため、幅1mの中央帯を新たに設けることとしております。

なお、本案件につきましては、今年3月4日から3月18日までの2週間縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

○宮田委員： のと里山海道となり、料金所がなくなったことは、能登の人間として大変喜んでおります。また、当路線は沿道筋の方々も利用されております。そこで、計画幅員として4車線は難しいと考えられますが、停車帯は1.5mでよいのでしょうか。もう少しゆとりがあっても良いのではないのでしょうか。その理由としましては、利便性のよい道路沿道で商売されている方々のことを考えますと、道路が整備されれば本路線を通行される方も多くなるのではないのでしょうか。私の思いなので、またご検討いただければと思います。

◎事務局： 一般的には、大型車の割合が多ければ停車帯の幅員を2mなど広く取りますが、のと里山海道に転換し、大型車の割合は、無料化前の15%程度から7%程度に減少しております。そのため、普通乗用車等の割合が多くなりますので、停車帯を1.5mとしております。また、中央帯を設けていることから、仮に大型車が路肩に停車しても、車両が中央帯を利用して円滑に走行できると考えています。

○宮田委員： 幅員をわずか1m程度広げることで、ご商売されている方々への経済効果や安全安心の観点からいいのではと思ったので、ご検討いただければと思います。

○稲村委員： 宮田委員のお話ですが、この国道を通ったことがありますか。大型車のほとんどは、のと里山海道を走行しているのが現状です。また、当路線沿道の商店は、専用駐車場を有していますので、路肩に停車するようなことはないと考えられますので、私は、計画幅員を縮小した、いい都市計画であると思っています。宮田委員の意見に反対するわけではありませんが、そこまでの広幅員の計画は必要ではないと考えております。

◆川上会長： ありがとうございます。新設される停車帯の利用はどのようになるのでしょうか。

◎事務局： 交差点部では、中央帯を無くして路肩を縮小することで右折車線として利用し、一般部では、ゼブラ処理を行っており、一般に側方余裕と呼ばれ、走行車両が安全にすれ違えるようにするためのものがあります。

◆川上会長： 先ほどお答えがあったように、停車帯1.5mであっても中央帯を利用することで円滑な車両走行が実現できるということですね。

◎事務局： はい

◆川上会長： 他にございませんか。それでは、本案件につきましては、いくつかご意見がありましたので、必要であれば検討いただきたいと思います。本議案は当審議会において、ご承認いただいたものとしてよろしいでしょうか。

○委員： 異議無し。

◆川上会長： ありがとうございます。

それでは次に、議第1555号「金沢都市計画区域区分の変更について」上程します。事務局から説明して下さい。

◎事務局： それではご説明いたします。議第1555号「金沢都市計画区域区分の変更について」でございます。議案書は9ページから11ページ、図面は13ページになります。こちらのスクリーンをご覧ください。

こちらは、野々市市及びその周辺の図となりますが、図の右側が野々市市・金沢市・内灘町で構成される金沢都市計画区域であり、こちらが野々市市役所、金沢市役所となります。また、図の左側が白山市単独の白山都市計画区域であり、こちらが白山市役所となります。また、JR北陸本線で松任駅、野々市駅、金沢駅があり、こちらが北陸自動車道で、白山インターチェンジがあり、金沢外環状道路海側幹線、国道8号とが交差する、こちらの箇所が今回の案件となります。この箇所については、平成24年4月に白山インターチェンジが供用され、また昨年12月には金沢市福増町から白山市乾町までの区間が4車線供用され、交通利便性が飛躍的に向上した地区となります。拡大図ですが、こちらが海側幹線、こちらが国道8号となりますが、野々市市及び白山市の行政界が入り組んでお

り、3方を白山市に囲まれた、野々市市の柳町地区において、今回、土地区画整理事業による計画的な面整備が確実となったことから、16.1haについて、市街化区域に編入するものです。なお、この変更により、金沢都市計画区域における市街化区域の面積は、野々市市、金沢市、内灘町あわせて、9,981haから9,997haとなります。今回、市街化区域への編入にあたっては、市街地整備の確実性を確認するとともに、土地利用計画の目標年次（平成27年）における市街化区域内におさめる人口480,280人から、既存の市街化区域内における人口の推計値476,180人を差し引いた保留人口4,100人のうち、今回のような市街地整備が確実となった際、保留人口4,100人の範囲内で必要な人口を配分し、随時、市街化編入するものであります。今回は、市街化区域に編入する人口は、保留されている人口4,100人のうち260人分、面積では3.8haに相当します。ポンチ絵により、具体的に説明いたしますと、目標年である平成27年においては、金沢都市計画区域では、市街化区域内人口は、480,280人と予測しておりますが、そのうち4,100人分の区域について市街化区域への編入を保留しており、今回、柳町地区において計画的な面整備が確実となったため、この保留人口のうち260人分について、保留を解除し、市街化区域として配分することとしております。この結果、残る保留人口は、3,840人となります。次に、今回併せて、幹線道路沿線で商業地を確保することとしており、野々市市では、目標年である平成27年においては、小売業販売額、小売業売場面積ともに増加傾向であり、商業敷地面積として、今後13.17ha必要になると考えています。このため、今回、このうち4.2haについて市街化区域に編入することとしております。なお、近隣の金沢市、内灘町においては、図に示すように、小売業販売額及び売場面積の大幅な増減はないと予測しております。次に、今回の市街化区域編入面積16.1haの内訳についてですが、こちらの航空写真でご説明しますと、こちらの既存集落などが5.7ha、その周辺の緑色で着色した新たに住宅地となる部分が3.8ha、こちらの海側幹線が2.4ha、海側幹線沿道の薄紫色で着色した新たに商業地となる部分が4.2haとなります。以上が、金沢都市計画区域区分の変更内容となります。

なお、本案件につきましては、本年2月21日から3月7日までの2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

○桐原委員： 警察本部の方からお願いでございます。当該地域で、情報によりますと、全国規模の商店が進出してくるというふうに聞いております。他の県の例を見ます

と、相当の交通混雑を発生しているところがある、というふうなことを聞いておりますので、開発される方、道路管理者の方に対しまして、交通渋滞を無くするような指導や願いをしていただきたいと思います。近くに海側幹線、それから県道、それから8号線と交通の要衝のところでもありますので、それらを止めるといったことは大変なことになりますので、その点のお願いというか、指導していただければいいな、ということで、よろしく願いいたします。

◆川上会長： 非常に重要な点だと思うんですが、県の事務局としては、その辺についてはどのような予定でいるんですか。

◎事務局： 今ほどのご意見でございます。幹線道路が2本交わっている、現在でも非常に交通量の多いところでございます。そこに新たな商業施設が立地することによって、細部につきましては、これから商業施設の方から大店立地法に基づく届出等があるので、細かい具体的な指導とかはその中でしていくことになるかと思うんですけど、現在、事前に検討している段階でも、商業施設の敷地内で、その敷地に入るための専用の左折レーンをとっていただくとか、あるいは海側幹線の方に必要な延長の右折レーンを設けるようにするとか、ということで極力渋滞にならないような検証についてはさせていただいているところがございます。ただ、開店当初とか、やむをえないような状態もある程度はあるかと考えていますけども、日常的な状態になったときに、そういうふうな渋滞が発生しないような対応については十分検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

◆川上会長： この都市計画審議会とは別に検討の場があるわけですね。

◎事務局： そうですね。大店立地法は商工が窓口ですけれども、各、いろいろな交通部署ですとか、あるいは都市計画の部署ですとか、いろいろ意見を出して、その進出予定の商業者と調整するという規定がございます。

◆川上会長： 今のご意見について、そういう場へ十分伝えていただくとともに、その中でしっかり審議をしていただく、ということをお願いしたいと思います。

◎事務局： わかりました。

◆川上会長： 他にいかがでしょうか。

○高山委員： いしかわの都市計画検討専門委員会の座長をしております高山です。先日の専門委員会でこの件について、少しご意見を先生方からお伺いしました。いろいろご意見があったんですけど、総体的に、今ここを編入することに対して、いかなものかというご意見が多かったように思います。いろいろな理由があるかと思いますが、石川県の都市計画では、コンパクトなまちづくりをすすめる、ということをお大前提にこれまでいろいろ検討してきた、ということがございます。もちろん、一番最初にご説明があったように、9ページにあるように、市街化調整区域内の人口と目標、それから配分、現在配分している推定の人口、さらには保留人口を考えれば、当然のことながら、その保留人口の二百数十名分をここで割り当てる、ということは、本来、帳面上といたしますか、計算上は大丈夫なことなんですけど、ただ現実問題として、今、これまで区画整理事業で開発された住宅地が全て満杯になっているか、というと、ほとんど、せいぜい8割か9割、2、3割は残っているところがたくさんあるわけですよ、そういうところを考えると、こういう保留人口の考え方も少し見直しが必要ではないか、というご意見もありましたし、今の大型商店が立地するということを前提に編入することに対しても少しいろいろご意見がでた、というのがあります。今回これをここでだめだ、ということではございませんが、そういう意見があったということをお少し申し上げておきたいなと思います。以上でございます。

◆川上会長： ありがとうございます。今言われたように、今の線引きの仕組みが少し時代の状況にあってない、県が都市計画区域マスタープランで目標にしていることと、必ずしも方向性が一致してない、という、そういう意見だったと思います。その通りで、現実ではそういう問題も起きているんですが、それに対応するためには、県としてあらかじめいろんな対応をする考え方と仕組みを整備する必要があるのではないかと思います。是非、県の事務局の方でも、そういう必要性とか仕組みについて、是非検討いただければいいかなと思います。なにか、事務局の方でお答えいただけますか。

◎事務局： 今ほどの委員長及び高山先生からのご意見でございますが、今のこの場所につきましては非常に交通の便がいい、幹線のそばということで、それに両サイドから市街化区域も迫っております、これを今のままで残したときに、開発圧力がものすごく高まって、本当にわずかな農地だけが残るようなことも予想されるということで、この区域については、今回計画的に線引きの区域に入れて区画整理を行い受け皿を作る、ということをお願いしたい、というふうに思っております。今後の市街地の拡大の方向、ある程度まとまった農地のあるところの考え方につ

いては、おっしゃるように今後また今までとは少し違った方向で検討していくような仕組みも必要ではないか、ということで思っておりますので、今後、検討させていただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

◆川上会長： 是非検討をよろしく願いいたします。他にご意見、ご質問はございませんでしょうか。では特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものとさせていただきます。

最後に、事務局の方から、「都市計画決定案件(市町決定)について」報告をお願いします。

◎事務局： お配りしてありますA3の資料「都市計画決定案件(市町決定)について」をご覧ください。これは、前回11月19日開催の第158回審議会以降に、市町において決定告示された案件又は、市の審議会で審議され、了承された案件の一覧表でございます。全体で17件あり、このうち前回報告済みで、その後に決定告示されたものが7件ありまして、表の1番目から5番目まででございます。また、前回審議会以降に市の審議会で審議されたものが10件ございまして、表の6番目から9番目となります。種類別については、左下側にあります表でございますが、土地利用に関する案件が9件で、内訳は用途地域の変更など建物用途の規制に関するものが5件、準防火地域の指定が1件、地区計画の指定及び変更が2件、金沢市の長町地区における景観地区の指定、こちらは北陸で初の事例となりますが、これが1件となります。また、道路、下水道の都市施設の変更に関する案件については5件、土地区画整理事業の決定など市街地開発事業に関する案件が3件となっております。以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

他に意見もないようですので、これで、本日諮問のありました案件、報告等につきましては審議が終了いたしました。それでは事務局にお返しします。

◎事務局： ご審議、誠にありがとうございました。以上をもちまして、第159回石川県都市計画審議会を閉会といたします。皆様どうもありがとうございました。